

秩父別町高校生応援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第50条に規定する高等学校、同法第76条第2項に規定する特別支援学校高等部、同法第115条に規定する高等専門学校、同法第125条に規定する専修学校高等課程及び同法第134条に規定する各種学校(以下「高等学校等」という。)に就学する生徒の保護者等(以下「保護者等」という。)に対し、経済的負担を軽減するとともに、子育て環境の向上及び定住化促進を図るため、高校生応援給付金(以下「給付金」という。)の交付について、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付対象となる者は、町内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により町の住民基本台帳に記録されている保護者等とする。

2 交付対象となる者及びその世帯に属する者全てが、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方税等の公租公課を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (3) その他町長が適当でないと認めた者

(対象期間)

第3条 第1条の目的を達成するため、対象とする期間(以下「対象期間」という。)は、生徒が高等学校等に就学する年度の4月から起算して当該高等学校等の正規の修業年限を上限とし、生徒1人につき3箇年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、生徒が年度の途中に高等学校等に入学した場合は、入学した日の属する月から対象期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、生徒が高等学校等を卒業し、終了し、又は退学した場合は、卒業し、終了し、又は退学した日の属する月までを対象期間とする。

4 第1項の規定にかかわらず、生徒が休学した場合は休学した日の属する月までを対象期間とし、生徒が復学した場合は復学した日の属する月から対象期間とする。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、生徒1人につき月額1万円とする。ただし、深川市以外の高等学校等に通学する場合は月額8千円を加算する。

(給付金の申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年度初め、秩父別町高校生応援給付金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、高等学校等に在学していることを証する書類等を添付し、町長に提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第6条 申請者は申請書の記載内容に変更が生じた場合は、秩父別町高校生応援給付金変更申請書(様式第2号)を速やかに町長に届け出なければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、申請書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、給付金の交付の可否を決定し、秩父別町高校生応援給付金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に対して通知するものとする。

(給付金の交付)

第8条 毎年度6月、9月、12月、3月の各末日までにそれぞれ3箇月分(第3条第2項から第4項までの規定を適用する場合にあっては、当該規定により定められた対象期間分)の給付金を、申請者が指定した金融機関口座に振り込むものとする。

(給付金の返還)

第9条 町長は、給付金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に給付金が交付されているときは、当該給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

秩父別町長 様

申請者 住 所 秩父別町

保護者氏名 印
(生徒との続柄:)
連絡先 ()

秩父別町高校生応援給付金申請書

秩父別町高校生応援給付金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、申請にあたり、私及び同居の家族（同居を予定している者を含む。）の住民票・戸籍簿の状況及び、町税・使用料等の納入状況を調査することを承諾いたします。

記

1 対象生徒名

フリガナ		生年月日	年 月 日生
生徒氏名			
住 所	申請者と同じ・ ()		
学 校 名		学 年	第 学年
備 考			

2 振込先

給付金 振込先	金融機関	本所・支所・支店		
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	口座名義人		フリガナ	

3 添付書類（○で囲んでください）

在学証明書 ・ 生徒手帳の写し

※下記の欄には記入しないでください。

各種調査欄	
調査年月日	年 月 日
総務課（道・町民税・法人町民税）	滞納（あり・なし）
総務課（固定資産税）	滞納（あり・なし）
総務課（国民健康保険料）	滞納（あり・なし）
住民課（介護保険料）	滞納（あり・なし）
住民課（保育料）	滞納（あり・なし）
住民課（住民票）	申請内容（一致・不一致）
住民課（戸籍簿）	申請内容（一致・不一致）
建設課（上下水道料）	滞納（あり・なし）
建設課（町営住宅等家賃）	滞納（あり・なし）
教育委員会（給食費）	滞納（あり・なし）
備考欄	

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

秩父別町長 様

申請者 住 所 秩父別町

保護者氏名 印

（生徒との続柄: ）

連絡先 （ ）

秩父別町高校生応援給付金変更申請書

秩父別町高校生応援給付金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり変更が生じたので申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

様式第3号（第7条関係）

秩父別町高校生応援給付金交付（不交付）決定通知書

号
年 月 日

（申請者） 様

秩父別町長

年 月 日付けで申請のあった秩父別町高校生応援給付金について、次のとおり交付（不交付）決定したので、秩父別町高校生応援給付金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

なお、交付決定にあたり、申請内容が変更となる場合は速やかに秩父別町高校生応援給付金変更申請書の提出を求めます。

記

1 対象生徒名

2 助成金額 円（9月下旬 円×6か月）

円（3月下旬 円×6か月）

3 その他

申請書に記載した口座に振り込みいたします。